

令和 6 年度

# 高等部入学者選抜 募集要項



福島県立郡山支援学校

所在地 福島県郡山市富田町字上ノ台 1 番地

電 話 (0 2 4) 9 5 1 - 0 2 4 7

FAX (0 2 4) 9 6 1 - 5 7 8 4

令和6年度福島県立郡山支援学校（以下「本校」という）高等部の入学者選抜は、『令和6年度福島県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要綱』（以下「実施要綱」という）によって実施する。

## I 入 学 者 募 集

### 1 課程・学科、募集定員

- （1）課程・学科：全日制・普通科
- （2）募集定員：20名程度

### 2 修業年限 3年

### 3 教育内容

高等学校学習指導要領及び特別支援学校高等部学習指導要領に基づいて定めた本校の教育課程により行う。

### 4 入学対象者

本校高等部教育課程の履修が可能と認められる者。

## II 特別支援学校前期選抜

|       |
|-------|
| 1 出 願 |
|-------|

### 1 募集範囲

原則として県下一円とし、特別の場合は県教育委員会と協議し決定する。

### 2 出願資格

学校教育法施行令第22条の3に定められた肢体不自由の障がいのある者で、特別支援学校の中学部、中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という）を卒業又は修了した者、あるいは令和6年3月卒業見込又は修了見込の者（以下「卒業生及び卒業見込の者」という）。

なお、県立高等学校前期選抜及び連携型中高一貫教育に係る入学者選抜（以下「連携型選抜」という）に出願する者は、出願することはできない。

### 3 出願方法

- （1）中学部又は中学校卒業生及び卒業見込の者は、在学（出身）校長を通して、本校校長に出願する。
- （2）上記（1）以外の者は、直接、本校校長に出願する。

### 4 併願の取扱い

同一人が同時に本校高等部以外の県立特別支援学校高等部及び県立高等学校に出願することは認めない。

## 5 出願期間

令和6年2月5日（月）から2月8日（木）までとする。

受付時間は午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。

県外等から郵送により提出する場合は、速達・書留とし、出願最終日の正午までに必着とする。その場合は、事前に本校校長に連絡する。

## 6 出願に必要な書類

- (1) 入学願書（実施要項の様式第1－1号により、本校において作成したもの）

配付期間：令和6年1月9日（火）から1月15日（月）の午前9時から午後4時までとする。

ただし、土曜日、日曜日は配付しない。

県外等から郵送を希望する場合は、事前に本校校長に連絡し、返信用封筒（角形2号、120円切手貼付）を同封し、請求すること。

配付場所：本校事務室

- (2) 高等部入学志願に関する調査書（実施要綱の様式第2号。以下「調査書」という）

ただし、年齢20歳以上の者については、調査書の提出を免除することができる。

なお、提出期間は、令和6年2月15日（木）から2月16日（金）までとする。受付時間は午前9時から午後4時までとする。

- (3) 受験票用紙（実施要綱の様式第8－1号に、受験型、在学（出身）学校、氏名を記入したもの）

- (4) 学校教育法施行令第22条の3に定められた肢体不自由の障がいのあることを証明する書類（「身体障害者手帳」の写しや医師の診断書又は意見書など）

ただし、本校の中学部から出願する場合は、この証明書類を必要としない。

- (5) 在学（出身）校長は、本校校長に入学願書を提出するとき、志願者名簿（実施要綱の様式第4号）を添付する。

- (6) 入学検定料は徴収しない。

## 7 願書受付

- (1) 出願書類を受け付けた後、受験番号を記入した受験票（実施要綱の様式第8－1号）を交付する。

- (2) 本校校長は、志願書の入学願書について精査し、入学願書に記載した事項に虚偽があるときは、入学願書の受け付けを取り消すことがある。

## 8 出願先変更

出願者は、令和6年2月9日（金）から2月14日（水）までの期間内で、1回に限り、出願先を変更することができる。受付時間は、出願の場合と同じとする。

ただし、土曜日、祝日及び振替休日は受け付けない。

- (1) 出願先を他の高等部又は県立高等学校へ変更する場合は、次の手続によって願い出るものとする。

① 特別支援学校前期選抜出願先変更承認書交付願（実施要綱の様式第6号）を在学（出身）校長を通して本校校長に提出する。

② 特別支援学校前期選抜出願先変更承認書交付願を受けた本校校長は、特別支援学校前期選抜出願先変更承認書（実施要項の様式第7－1号）及び特別支援学校前期選抜出願先変更連絡書（実施要綱の様式第7－2号）を交付する。

- ③ 出願先の変更を希望する者は、新たに作成した入学願書及び受験票用紙に上記特別支援学校前期選抜出願先変更連絡書を添えて、変更先の特別支援学校長又は県立高等学校長に提出する。

ただし、出願先を県立高等学校に変更する場合は、入学願書及び受験票用紙は、県立高等学校用のものを用い、入学願書には入学検定料として「福島県収入証紙」を貼付する。

なお、中学部又は中学校卒業後及び卒業見込の者以外の者については、直接、出願先の特別支援学校長又は県立高等学校長に提出する。

- (2) すでに交付を受けた受験票は返還する。

## 9 出願の取消し

- (1) 中学部又は中学校卒業後及び卒業見込の者が出願を取り消す場合は、出願取消届(実施要綱の様式第9号)を在学(出身)校長を通して、本校校長に提出する。
- (2) 上記(1)以外の者は、出願取消届を直接、本校校長に提出する。
- (3) 出願を取り消す者は、本校に受験票を返還する。

## 10 調査書

実施要綱の「調査書記入上の注意」に従って厳正かつ公平に作成する。

# 2 入 学 者 選 抜

## 1 選抜方法

調査書、学力検査の成績及び面接の結果を資料とし、総合的に判定して選抜する。

- (1) 学力検査はA型、B型及びC型の3種類とする。
- ① A型は、特別支援学校中学部又は中学校で通常教育課程を履修した者の検査とし、国語、社会、数学、理科、外国語(英語)の5教科とする。
- ② B型は、知的障がい者及び重複障がい者を教育する特別支援学校中学部又は中学校で国語、数学の教科を位置付けた教育課程を履修した者の検査とし、原則として国語、数学の2教科及び自立活動の諸検査とする。
- ③ C型ーアは、知的障がい者及び重複障がい者を教育する特別支援学校中学部又は中学校で各教科等を合わせた指導を主とした教育課程を履修した者の検査とし、自立活動の諸検査とする。
- C型ーイは、知的障がい者及び重複障がい者を教育する特別支援学校中学部で自立活動を主とした教育課程を履修した者の検査とし、自立活動の諸検査及び行動観察とする。
- (2) 面接 志願者全員に対して行う。
- (3) 場所 福島県立郡山支援学校
- (4) 期日 令和6年3月5日(火)

(5) 日程

| 時 刻         | 時間      | A型          | B型                   | C型ーア         | C型ーイ               |
|-------------|---------|-------------|----------------------|--------------|--------------------|
| 8:10～ 8:30  | 受 付     |             |                      |              |                    |
| 8:30～ 8:45  | 日 程 説 明 |             |                      |              |                    |
| 9:00～ 9:40  | 40 分    | 国語          | 国語(20 分)<br>数学(20 分) | 自立活動の<br>諸検査 | 自立活動の諸検査<br>及び行動観察 |
|             | 休 憩     |             |                      |              |                    |
| 9:55～10:35  | 40 分    | 数学          | 自立活動の<br>諸検査         | 面接           | 面接                 |
|             | 休 憩     |             |                      |              |                    |
| 10:50～11:30 | 40 分    | 理科          | 面接                   |              |                    |
|             | 休 憩     |             |                      |              |                    |
| 11:45～12:25 | 40 分    | 社会          |                      |              |                    |
|             | 昼 休 み   |             |                      |              |                    |
| 13:25～14:05 | 40 分    | 外国語<br>(英語) |                      |              |                    |
|             | 休 憩     |             |                      |              |                    |
| 14:20～15:00 | 40 分    | 面接          |                      |              |                    |

(6) 当日は、受験票、上履き、筆記用具、マスクを持参すること。A型受験者は昼食を持参すること。

2 合格者発表

(1) 期 日 令和6年3月14日(木) 正午以降

(2) 場 所 本校2階昇降口前に掲示する。

合格者には、合格通知書(実施要綱の様式第10号)を交付する。その際、受験票を持参すること。

ただし、電話での問い合わせには応じない。

3 入学辞退

合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届(実施要綱の様式第11号)を在学(出身)校長を通して、本校校長に提出する。

ただし、中学部又は中学校卒業生及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。

### 3 その他必要な事項

本校高等部を受験する者は、入学者選抜実施日の前までに本校が実施する教育相談を受けるものとする。

### Ⅲ 特別支援学校後期選抜

|       |
|-------|
| 1 出 願 |
|-------|

#### 1 募集範囲

原則として県下一円とし、特別の場合は県教育委員会と協議し決定する。

#### 2 出願資格

学校教育法施行令第22条の3に定められた肢体不自由の障がいのある者で、特別支援学校の中学部、中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という）を卒業又は修了した者、あるいは令和6年3月卒業見込又は修了見込の者（以下「卒業生及び卒業見込の者」という）及び原則として次の（1）から（3）による。

- （1）県立高等学校前期選抜、連携型選抜、特別支援学校前期選抜のいずれかを受験している者。
- （2）県立高等学校前期選抜、連携型選抜、特別支援学校前期選抜のいずれかに出願したが、特別の事情で受験できなかった者。
- （3）他県からの転入のため、特別支援学校前期選抜に出願できなかった者。

なお、県立高等学校前期選抜、連携型選抜、特別支援学校前期選抜のいずれかにおいて合格した者は、特別支援学校後期選抜に出願することはできない。

#### 3 出願方法

- （1）中学部又は中学校卒業生及び卒業見込の者は、在学（出身）校長を通して、本校校長に出願する。
- （2）上記（1）以外の者は、直接、本校校長に出願する。

#### 4 併願の取扱い

同一人が同時に本校高等部以外の県立特別支援学校高等部及び県立高等学校に出願することは認めない。

#### 5 出願期間

令和6年3月15日（金）から3月18日（月）までとする。

受付時間は、午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。

県外等から郵送により提出する場合は、速達・書留とし、出願最終日の正午までに必着とする。その場合は、事前に本校校長に連絡する。

ただし、土曜日、日曜日は受け付けない。

#### 6 出願に必要な書類

- （1）入学願書（実施要項の第1－2号により、本校において作成したもの）

配付期間：令和6年3月14日（木）正午以降、午後5時までとする。

県外等から郵送を希望する場合は、事前に本校校長に連絡し、返信用封筒（角形2号、120円切手貼付）を同封し、請求すること。

配付場所：本校事務室

- (2) 高等部入学志願に関する調査書（実施要綱の様式第2号。以下「調査書」という）  
入学願書に添付して提出する。  
ただし、年齢20歳以上の者については、調査書の提出を免除することができる。
- (3) 受験票用紙（実施要綱の様式第8-2号に、在学（出身）学校、氏名を記入したもの）
- (4) 学校教育法施行令第22条の3に定められた肢体不自由の障がいのあることを証明する書類（「身体障害者手帳」の写しや医師の診断書又は意見書など）。  
ただし、本校の中学部から出願する場合はこの証明書類を必要としない。
- (5) 在学（出身）校長は、本校校長に入学願書を提出するとき、志願者名簿（実施要綱の様式第4号）を添付する。
- (6) 入学検定料は徴収しない。

## 7 願書受付

- (1) 出願書類を受け付けた後、受験番号を記入した受験票（実施要綱の様式第8-2号）を交付する。
- (2) 本校校長は、志願書の入学願書について精査し、入学願書に記載した事項に虚偽があるときは、入学願書の受け付けを取り消すことがある。

## 8 出願先変更

出願者は、令和6年3月19日（火）に、1回に限り出願先を変更することができる。受付時間は、午前9時から午後5時までとする。

ただし、午後5時までに在学（出身）校長からの協議があり、出願者に特別な事情があると認められる場合には、本校校長は受付時間について弾力的な対応をするものとする。

- (1) 出願先を他の高等部又は県立高等学校へ変更する場合は、次の手続によって願い出るものとする。
  - ① 出願先の変更を希望する者は、特別支援学校後期選抜出願先変更願（実施要綱の様式第5-3号）、新たに作成した入学願書、受験票用紙及び調査書を在学（出身）校長を通して変更先の特別支援学校校長又は県立高等学校校長に提出する。  
ただし、出願先を県立高等学校に変更する場合は、出願先変更願、入学願書及び受験票用紙は、県立高等学校用のものを用い、入学検定料納付済証明書（又はその写し）を貼付する。  
なお、中学部又は中学校卒業後及び卒業見込の者以外の者については、直接、出願先の特別支援学校校長又は県立高等学校校長に提出する。
  - ② 特別支援学校後期選抜出願先変更願の提出を受けた特別支援学校校長又は県立高等学校校長は、志願者が先に提出した特別支援学校校長又は県立高等学校校長に、特別支援学校後期選抜出願先変更願の写しを持参するか又はFAXで送付すると同時に電話で連絡する。
  - ③ 出願先変更希望者のいる学校校長は、先に提出した特別支援学校校長に特別支援学校後期選抜出願先変更者名簿（実施要綱の様式第12号）を持参又はFAXで送付すると同時に電話で連絡する。
- (2) すでに交付を受けた受験票は返還する。

## 9 出願の取消し

- (1) 中学部又は中学校卒業後及び卒業見込の者が出願を取り消す場合は、出願取消届（実施要綱の様式第9号）を在学（出身）校長を通して、本校校長に提出する。
- (2) 上記（1）以外の者は、出願取消届を直接、本校校長に提出する。
- (3) 出願を取り消す者は、本校に受験票を返還する。

## 10 調査書

実施要綱の「調査書記入上の注意」に従って厳正かつ公平に作成する。

# 2 入 学 者 選 抜

## 1 選抜方法

調査書、面接の結果に加えて、小論文（作文）又は自立活動の諸検査の結果を資料とし、総合的に判定して選抜する。

（1）面接及び小論文（作文）又は自立活動の諸検査のいずれかを実施する。

（2）場所 福島県立郡山支援学校

（3）期日 令和6年3月22日（金）午前9時～

（4）日程

| 時刻          | 時間  |                   |
|-------------|-----|-------------------|
| 8:30～ 8:40  |     | 受付                |
| 8:40～ 8:45  |     | 日程説明              |
| 9:00～ 9:40  | 40分 | 小論文（作文）又は自立活動の諸検査 |
| 休 憩         |     |                   |
| 9:50～ 10:20 | 30分 | 面接                |

（5）当日は、受験票、上履き、筆記用具、マスクを持参すること。

## 2 合格者発表

（1）期 日 令和6年3月25日（月）正午以降

（2）場 所 本校2階昇降口前に掲示する。

合格者には、合格通知書（実施要綱の様式第10号）を交付する。その際、受験票を持参すること。

ただし、電話での問い合わせには応じない。

## 3 入学辞退

合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届（実施要綱の様式第11号）を在学（出身）校長を通して、本校校長に提出する。

ただし、中学部又は中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。

# 3 その他必要な事項

本校高等部を受験する者は、入学者選抜実施日の前までに本校が実施する教育相談を受けるものとする。